

## 群馬県建設工事成績評定評価委員会設置要領

(趣 旨)

第1条 本規則は、群馬県に設置する建設工事成績評定評価委員会（以下「委員会」という。）の設置等に関して必要な事項を定めるものである。

(委員会の事務)

第2条 委員会は、次の事項について審議するものとする。

- (1) 群馬県が契約した工事で、群馬県建設工事成績評定要領に基づき通知された評定点等について、請負者が説明を求めた場合の回答
- (2) 工事成績評定の通知に係る事項
- (3) その他工事成績評定の運用に係る事項

(委員会の委員及び組織)

第3条 委員会は、工事の種類および設計金額により次表の委員で構成する。

土木工事・設計金額2千万円以上（県庁発注5百万円以上）		営繕・設備工事・設計金額5百万円以上	
委員長	契約検査課長	委員長	契約検査課長
委員	契約検査課次長	委員	契約検査課次長
委員	契約担当（課・所）次長（技）又は副所長	委員	主務課次長（技）
委員	執行事務所副所長又は次長（技）又は係長	委員	執行課次長（技）又は執行事務所等次長（技）又は係長
評定員	検査員 総括職員 監督員	評定員	検査員 総括職員 監督員

土木工事・設計金額2千万円未満	
委員長	契約検査課長
委員	契約検査課地域工事検査主監
委員	契約担当副所長又は次長（技）又は係長
評定員	検査員 総括職員 監督員

3 委員長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の召集)

第4条 委員会は、委員長が必要と認めた場合、委員長が召集する。

(委員会の庶務)

第5条 委員会の庶務は、当該工事の発注機関が行う。

附 則

- 1 この要領は、平成17年4月1日から適用する。
- 2 この要領の施行日をもって「群馬県環境・森林局工事成績評定評価委員会規則」、群馬県農業局農業基盤整備課所管請負工事成績評定評価委員会設置要領」、「群馬県県土整備局工事成績評定評価委員会規則」は廃止する。
- 3 平成19年11月1日一部改正
- 4 平成20年 4月1日一部改正
- 5 平成21年 4月1日一部改正
- 6 平成26年 4月1日一部改正